

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 規則	一
○ 福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	一
○ 福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則	二
○ 福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則	二
○ 福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則	二
○ 福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則	三
○ 福島県人事委員会	五
○ 不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則	五
○ 職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則	五
○ 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則	五
○ 県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	六
○ 勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則	六

規 則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県へき地

医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則、福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則、福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十一号

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則（平成六年福島県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「（修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合においては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と知事が認めた者）」を削る。

様式第一号裏中 「（申請者が未成年の場合）
 上記の申請について、同意します。 親権者又は後見人 氏名（署名）
 を削る。」

附 則
 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則様式第一号による理学療法士等修学資金貸与申請書は、改正後の福島県理学療法士等修学資金貸与条例施行規則様式第一号による理学療法士等修学資金貸与申請書とみなす。

（地域医療課医療人材対策室）

福島県規則第十二号

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則（平成十六年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「（修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合においては、親権者、未成年後見人又はこれらに代わる者と知事が認めた者）」を削る。

様式第一号裏中 「上記の申請について同意します。
 親権者又は未成年後見人 住 所 及び

備考を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号によるへき地医療等医師確保修学資金貸与申請書は、改正後の福島県へき地医療等医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号によるへき地医療等医師確保修学資金貸与申請書とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十三号

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成十九年福島県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第二項中「(修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合にあっては、親権者、未成年後見人又はこれに代わる者と知事が認めた者)」を削る。

〔上記の申請について留意します。〕

様式第一号(裏)中

親権者又は未成年後見人 住所 氏名 を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号による福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書は、改正後の福島県緊急医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号による福島県緊急医師確保修学資金貸与申請書とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十四号

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則(平成二十二年福島県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

- 第三条第二項中「(修学資金の貸与を受けようとする者が未成年者である場合にあっては、親権者、未成年後見人又はこれらに代わる者と知事が認めた者)」を削る。

〔上記の申請について留意します。〕

様式第一号(裏)中

親権者又は未成年後見人 住所 氏名 及び備考を削る。

氏名

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号による地域医療医師確保修学資金貸与申請書は、改正後の福島県地域医療医師確保修学資金貸与条例施行規則様式第一号による地域医療医師確保修学資金貸与申請書とみなす。

(地域医療課医療人材対策室)

福島県規則第十五号

福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(昭和四十四年福島県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

- 第五条第一項中「墓地(納骨堂、火葬場) 竣工届(第一号様式)」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第六条中「当該各号に」を「それぞれ知事が別に」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第一号中「墓地(納骨堂、火葬場) 経営許可申請書(第四号様式)」を削り、同条第二号中「墓地(納骨堂、火葬場) 変更許可申請書(第五号様式)」を削り、同条第三号中「墓地(納骨堂、火葬場) 廃止許可申請書(第六号様式)」を削る。

第七条中「書類は、焼骨埋(収) 蔵 証明書(第七号様式) とする」を「書類の様式は、葬 証明書(第七号様式) とする」を「書類の様式は、火 葬 証明書(第七号様式) とする」に改める。

知事が別に定めるところによる」に改める。

第一号様式及び第四号様式から第七号様式までを削る。

附 則

- 1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づき提出されている申請書及び届出書は、それぞれ改正後の福島県墓地、埋葬等に関する法律施行細則(以下「改正後の規則」という。)の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づき交付されている証明書は、改正後の規則に基づき交付されている証明書とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

(食品生活衛生課)

福島県規則第十六号

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の一部を改正する規則

福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和五十六年福島県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「特定建築物使用届出書（第一号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改め、同条第二項中「特定建築物 変更届出書（第二号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第二条中「登録申請書（第三号様式）」を「知事が別に定める申請書」に改める。

第三条中「登録事項変更 事業廃止届出書（第四号様式）」を「知事が別に定める届出書」に改める。

第一号様式から第四号様式までを削る。

附 則

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づき提出されている申請書及び届出書は、それぞれ改正後の福島県建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書及び届出書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（食品生活衛生課）

福島県規則第十七号

福島県立テクノアカデミー条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立テクノアカデミー条例施行規則（昭和四十四年福島県規則第百十四号）の一部を次のように改正する。

第一号様式（その1）中「(母・父)」を削り、備考2の次に次のように加える。

3 保護者氏名及び保護者住所欄は、志願者が未成年の場合に限り記入すること。第三号様式を次のように改める。

第3号様式 (第6条関係)

身 元 保 証 書

年 月 日

福島県立

校長

保 証 人 住所
氏名
(本人との関係)

下記の者の在学中の身分に関する一切のことは、私が引き受けます。

記

氏 名

附 則
この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(産業人材育成課)

福島県規則第十八号

福島県流域下水道事業の会計に関する規則の一部を改正する規則

福島県流域下水道事業の会計に関する規則(令和二年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第四条の表十二の項中、「工事費」及び「受託工事費」を削る。

第十二条の表企業出納員の項中「及び内訳簿」を削り、同表下水道課長の項中
収入 支出
物品 収入
企業 支出

予算執行計画整理簿

(棚卸資産購入) 予算執行計画整理簿

を「物品出納簿」に改め、同表公所長の項中
企業債台帳

出納簿

債台帳

「収入調定簿」

物品出納簿

「物品出納簿」

「収入調定簿」

「物品出納簿」

「収入調定簿」

「物品出納簿」

「収入調定簿」

「物品出納簿」

「収入調定簿」

「物品出納簿」

「収入調定簿」

「物品出納簿」

「収入調定簿」

「物品出納簿」

「収入調定簿」

「物品出納簿」

「収入調定簿」

「物品出納簿」

部営業外収益の款長期前受金戻入の項中「寄付金」を「寄附金」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

(下水道課)

福島県人事委員会

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第二号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和三十三年福島県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「記名押印」を「記名」に改める。

第三十八条第二項中「署名押印」を「署名」に改める。

第五十条第四項中「記名押印」を「記名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第三号

職員団体の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員団体の登録に関する条例施行規則(昭和四十一年福島県人事委員会規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第一号様式から第五号様式までの規定中「三」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

福島県人事委員会規則第四号

福島県人事委員会
委員長 齋藤 記子

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部を改正する規則

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成十四年福島県人事委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。
第二条中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月十八日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第五号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。
別記様式中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月十八日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第六号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成三十年福島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。
第五条第一項及び第六条第二項中「記名押印」を「記名」に改め、同条第三項中「記載し、当該共同要求者全員が押印した」を「記載した」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）